

農業農村整備事業総合評価落札方式（業務方針提案型） に係る試行要綱

平成２２年２月２２日

整　　－　　２　６　０　０

（趣　旨・定　義）

- 第１条　この要綱は、秋田県が発注するほ場整備関係事業及び基幹的土地改良施設の改修事業（以下、「対象事業」という。）に係る建設コンサルタント業務について、農業農村整備事業総合評価落札方式（業務方針提案型）（以下、「業務方針提案型」という。）を試行するにあたっての必要な事項を定めるものとする。
- ２　この要綱において、総合評価落札方式とは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０の２の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利な申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- ３　業務方針提案型は、入札者に一定の資格、成績を有することを参加条件として付した上で、契約担当者があらかじめ設定した課題等に関する業務方針提案書（以下、「提案書」という。）及び入札者の業務成績や業務実績、社会貢献等（以下、「業務実績等」という。）と入札価格を一体として評価する総合評価落札方式である。

（対象業務）

- 第２条　業務方針提案型の対象業務は、県が発注する一般競争入札又は条件付き一般競争入札（以下、「一般競争入札等」という。）に付す建設コンサルタント業務等委託業務で、対象事業に係る次の業務（以下、「対象業務」という。）とする。
- （１）専門的な技術提案に加え、農業農村整備事業特有の農家や土地改良区要望の聞き取りや設計への反映及び配慮、今後の施設維持管理に関する提案など、地域との関わりを評価することが望ましい業務。
- （２）その他契約担当者が必要と認める業務
- ２　対象業務の選定は、一般競争入札に付す業務にあつては入札審査委員会、条件付き一般競争入札に付す業務にあつては入札参加資格の設定の審議を行う入札審査会（以下、「入札審査会等」という。）が行うものとする。

（落札者決定基準）

- 第３条　落札者決定基準は、入札審査会等が決定する。この場合において、契約担当者は、地方自治法施行令第１６７条の１０の２　第４項の規定に基づき、あらかじめ、農業農村整備事業総合評価落札方式（業務方針提案型）選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。
- ２　契約担当者は、前項の結果、選定委員会から意見が提出された場合、その内容について入札審査会等に報告し、その取扱いについて諮るものとする。

(評価方法)

第4条 業務方針提案型は、業務の品質確保・向上を目的として、対象業務に対して提案書の提出を求め、業務実績等の評価を加味して総合的に評価するものとする。

2 提案書及び業務実績等（以下、「技術提案等」という。）の評価方法については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）契約担当者は、当該業務の目的及び内容に応じて提案書の課題を設定し、提案項目ごとに得点を与える。

（2）提案書に関する評価基準及び配点等については、「農業農村整備事業総合評価落札方式（業務方針提案型）提案書評定取扱要領」（以下、「評定取扱要領」という。）による。

（3）業務実績等に関する評価項目、評価基準及び配点等については、「秋田県総合評価落札方式（委託業務）運用の手引き」（以下、「手引き」という。）による。

3 価格及び技術提案等に係る総合評価は、入札価格に基づいて算定した価格評価点と技術提案等から算定した技術評価点を総合した評価点（以下、「総合評価点」という。）をもって行う。

(入札公告)

第5条 契約担当者は、業務方針提案型で発注しようとする場合は、入札公告において、一般競争入札等に係る事項のほか、次のうち必要な事項を明示するものとする。

（1）業務方針提案型の適用業務であること

（2）業務方針提案型に係る落札者決定基準

（3）業務方針提案型に係る資料（以下、「技術資料」という。）の内容及び提出日等必要事項

（4）落札者の決定方法

（5）業務方針提案型の評価内容の履行の確保及び不履行時の措置

（6）業務方針提案型に係るヒアリングの有無

（7）その他必要な事項

(技術資料の提出)

第6条 入札者は、競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下、「確認申請書等」という。）の提出の際に、技術資料を併せて提出するものとする。

2 技術資料は、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、秋田県公共事業電子入札運用基準（以下、「電子入札運用基準」という。）第9の規定により紙入札によることを認めた場合、又は第11の3の規定による場合にあつては、持参により提出させることができる。

3 技術資料の作成に要する費用は、入札者の負担とし、返却は行わないものとする。

4 提出期限後における技術資料の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。

5 技術資料の様式については、入札公告等において明示するものとする。

(技術資料の審査等)

第7条 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、技術提案等の妥当性について行うものとする。

2 前項の審査に当たっては、必要に応じて、入札者から技術資料についてのヒアリングを行うことができるものとする。

3 契約担当者は、入札参加者の技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せてすべての入札者について開札前に行うものとする。

(落札者の決定方法)

第8条 入札参加資格の有無、技術資料の審査及び採否の決定は、入札審査会等が行うものとする。この場合において、契約担当者は、当該評価点決定基準に基づいて技術評価点を確定しようとするときに、あらかじめ、選定委員会の意見を聴かなければならない。

2 契約担当者は、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者について、入札結果に基づく価格評価点を算出し、前項の採否の結果確定した技術評価点とを加算した総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

3 前項において、落札候補者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

4 契約担当者は、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

(1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

(2) 落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

5 前項各号のいずれかに該当するときは、当該落札候補者の次に高い者（当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者、また、該当する者が2者以上である場合は第3項の方法により決定された最上位者をいう）を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。

6 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等)

第9条 前条第1項において、落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書（秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱（平成20年3月17日付建管－2460）に定める様式第4号）を速やかに通知する。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を含む）を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下、「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、契約担当者

は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。

- 3 前項の期限内に説明請求があったときは、契約担当者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、入札審査会等の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く）以内に書面により回答するものとする。
- 4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。
- 5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第1項の決定は確定するものとする。

（提案内容の取扱い）

- 第10条 発注者は、提案の内容を公表しないものとする。ただし、落札者となった者の提案について、採用した理由の説明を求められた場合には、提案者の知的財産に関する部分を除き、他者に比べ優位な点を公表することができるものとする。
- 2 発注者は、提案者の承諾を得ることなく技術提案の一部のみを採用することはできないものとする。ただし、標準的な技術提案についてはこの限りではない。

（提案内容の履行の確保）

- 第11条 落札者の提示した技術提案等のうち審査会等で認めたものについては、すべて契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。
- 2 落札者は、前項の技術提案等を履行しなかった場合、当該技術提案等の性質に応じ、再度の履行が可能であると認められるものについては再度の履行の義務及びその内容を、再度の履行が困難又は合理的でないと認められるものについては契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を、入札説明書等及び契約書に明らかにするものとする。

（評価結果の公表）

- 第12条 契約担当者は、技術提案等の評価結果について、「建設コンサルタント業務等の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領」（平成27年4月10日付技管－60）により公表するものとする。

（苦情の申立）

- 第13条 入札に参加した者で落札候補者とならなかった者は、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により契約担当者に対して落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。
- 2 契約担当者は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。
 - 3 前項の回答を受理した者で回答による説明になお不服がある者は、当該回答を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により知事に対

して再苦情申立を行うことができる。

- 4 知事は、前項の再苦情申立がなされたときは、選定委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。
- 5 本条による苦情及び再苦情に係る処理手続きについては、「工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」（平成15年1月17日付建管－2261）の例によるものとする。

（その他）

- 第14条 この要綱に定めのないもので入札契約に関することは、「秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱」（平成20年3月17日建管－2460）によるものとする。
- 2 この要綱に定めのないもので、業務方針提案型の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月22日整－2600から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「ほ場整備関係業務委託に係るプロポーザル方式試行要綱」（平成20年3月24日付け整－3577）は、廃止する。

附 則（平成23年3月4日整－2725 一部改正）

この要綱は、平成23年3月4日から施行する。

附 則（平成24年3月5日整－2270 一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日整－1359 一部改正）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日整－2567 一部改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月28日整－774 一部改正）

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。